

○鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例

昭和50年10月1日

条例第9号

改正 昭和53年9月30日条例第19号

昭和58年1月26日条例第3号

昭和59年3月12日条例第13号

昭和59年12月12日条例第22号

平成3年8月26日条例第15号

平成8年7月24日条例第9号

平成10年6月29日条例第10号

平成13年9月27日条例第17号

平成18年3月23日条例第17号

平成18年9月27日条例第29号

平成20年3月24日条例第10号

平成21年6月19日条例第24号

平成22年9月22日条例第21号

平成23年12月5日条例第17号

平成24年3月22日条例第7号

平成25年2月28日条例第2号

平成26年3月10日条例第1号

平成26年6月5日条例第10号

平成26年10月3日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療保険各法又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金について医療費助成金を支給し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する

者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
  - (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定による療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱の規定による「（A）」、「A」又は「B」の障害を有するもの
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの
  - (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）別表に定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
  - (5) 75歳以上の者であって、75歳に達する日の前日において政令別表に定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けていたもの
  - (6) 75歳以上の者（前号に規定するものを除く。）であって、政令別表に定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの
- 2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他規則で定める社会保険各法をいう。
- 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法又はその他の規程による療養又は医療の給付があったときの療養又は医療に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、他の法令又はその他の規程による給付及

び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 鶴ヶ島市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する者。ただし、次のアからクまでに該当する者を除く。

ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等(以下「指定障害福祉サービス等」という。)に係る同項に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は指定障害福祉サービス等若しくは法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当障害福祉サービス」という。)に係る同項に規定する特例介護給付費(以下「特例介護給付費」という。)若しくは特例訓練等給付費(以下「特例訓練等給付費」という。)の支給を受けている者

イ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、他の市町村が市の区域内に設置されている法第5条第15項に規定する共同生活援助(以下「共同生活援助」という。)を行う住居に入居させて同条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)の提供を委託している者

ウ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、他の市町村が市の区域内に設置されている法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)又は身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入所又は入院を委託している者

エ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定により、他の市町村が市の区域内に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させ

て障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、他の市町村が市の区域内に設置されている障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）の支給を受け、同項に規定する指定障害児入所施設等（以下「指定障害児入所施設等」という。）に入所又は入院している者（以下「入所者」という。）。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 18歳未満の者であって、当該入所者の障害児入所給付費の支給を受ける保護者が市の区域内に住所を有するもの

(イ) 18歳未満の者であって、当該入所者の障害児入所給付費の支給を受ける保護者が住所を有しないか、又は当該保護者の住所が明らかでなく、当該保護者の現在地が市の区域内にあるもの

(ウ) 18歳以上の者であって、満18歳となる日の前日に当該入所者の障害児入所給付費の支給を受ける保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が市の区域内に住所を有していたもの

(エ) 18歳以上の者であって、満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでなく、当該入所者の所在が市の区域内にあったもの

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者

(2) 市から、指定障害福祉サービス等に係る法第29条第1項に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けている者

で、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居しているもの（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市が市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、市が市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市が市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市が市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (7) 埼玉県から障害児入所給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等の入所者。ただし、次に掲げる者に限る。
  - ア 18歳未満の者であって、当該入所者の障害児入所給付費の支給を受ける保護者が市の区域内に住所を有するもの
  - イ 18歳未満の者であって、当該入所者の障害児入所給付費の支給を受ける保護者が住所を有しないか、又は当該保護者の住所が明らかでなく、当該保護者の現在地が市の区域内にあるもの
  - ウ 18歳以上の者であって、満18歳となる日の前日に保護者であった者が市の区域内に住所を有していたもの
  - エ 18歳以上の者であって、満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでなく、当該入所者の所在が市の区域内にあったもの

- (8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市が行う国民健康保険の被保険者である者
  - (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、それぞれの規定に定める入院等をする前に市の区域内に住所を有していた者
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者手帳に再認定月の記載がある場合若しくは療育手帳に次回判定月の記載がある場合であって、当該再認定月若しくは当該次回判定月の末日までに再認定若しくは判定を受けていない者又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限を過ぎた者は、対象者としなない。ただし、当該再認定月若しくは当該次回判定月を経過した後に再認定若しくは判定を受けた者又は当該有効期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、新たに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、新たに交付された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の障害が前条第1項第1号、第2号又は第3号の規定に該当するものは、それぞれ当該再認定月の翌月、当該次回判定月の翌月又は当該有効期限の翌日から対象者であったものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - (2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者
  - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
  - (4) 65歳に達した日の翌日以後に重度心身障害者となった者（前条第1項第4号から第6号までに規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日までに政令別表に定める程度の障害の状態にあった旨の市長の認定を受けたものを除く。）  
(受給資格の登録)

第4条 医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

(受給者証の交付等)

第5条 市長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者でないと決定したときは、当該申請をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(医療費助成金の支給)

第6条 市は、受給者に医療費助成金を支給する。

2 前項の医療費助成金は、当該受給者の医療（第2条第1項第3号の規定のみに該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの医療を除く。）に係る一部負担金相当額とする。

3 正当な理由がなく所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による確定所得申告を行わないことその他受給者の責に帰すべき事由による過分の自己負担金があるときは、当該過分の自己負担金相当額を減じて医療費助成金を支給する。

(受給者証の提示)

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録された者をいう。）の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が、市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第9条 受給者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、そ

の旨を速やかに市長に届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療の給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費助成金を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費助成金を受けた者があるとき又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、当該医療費助成金を受けた者から当該医療費助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第19号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第3号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第22号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第9号)



この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第17号）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前に療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第17号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者で改正後の第3条の規定により対象者でなくなったものは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成18年条例第29号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第8号の規定によって対象者となったこと

により旧条例第5条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者は、旧条例第3条第8号の規定により対象者となることとなった国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項に規定する病院等（以下「病院等」という。）に同項に規定する入院等（以下「入院等」という。）をしている間に限り、新条例第3条第9号の規定にかかわらず、同条第8号の規定による対象者とみなし、新条例第5条第1項の規定による受給者証を交付された者とみなす。

- 4 この条例の施行の際旧条例第3条第1号キの規定により対象者としなかった者で埼玉県内の区域内の市町村（鶴ヶ島市を除く。）から旧条例による医療費助成金と同様の医療費助成金の交付を受けている者は、現に旧条例第3条第1号キの規定により対象者としなかった病院等に入院等をしている間に限り、新条例第3条第1号本文の規定にかかわらず、対象者としなす。

附 則（平成21年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第3号の規定に該当し、旧条例第5条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者で75歳以上のものは、新条例第2条第1項第4号の規定に該当し、新条例第5条第1項の規定により受給者証を交付されたものとみなす。

附 則（平成22年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 1 号）抄

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 10 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 14 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 1 項に規定する重度心身障害者である者については、改正後の第 3 条第 3 項第 4 号の規定は、適用しない。
- 3 改正後の鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養又は医療の給付に要する費用について適用し、同日前の療養又は医療の給付に要した費用については、なお従前の例による。